様式第９号⑴（都市計画法第２９条開発許可申請を伴い、新たな公共・公益施設を設置する場合）

都市計画法第３２条及び桶川市開発行為等に関する指導要綱に基づく

公共・公益施設の管理に関する同意及び協議

　申請者　　　　　　　　　　　　　　と管理者桶川市長は、都市計画法及び桶川市開発行為等に関する指導要綱に基づく開発行為に関係のある公共・公益施設、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共・公益施設の帰属と管理等に関し、同法第３２条の規定並びに桶川市開発行為等に関する指導要綱により、次のとおり同意・協議を締結する。

　桶川市と申請者は本書に基づき誠実に同意及び協議内容を履行する。同意・協議締結後、設計に変更が生じた場合は、変更の手続きを行うものとする。また、この本書に定めなき問題が生じた場合は双方協議の上解決する。

　なお、本書を２通作成し桶川市、申請者が押印の上各１通を保有する。

Ⅰ　公共・公益施設管理者の同意が必要となる公共・公益施設

（開発区域内で付け替えや廃止される道水路、開発区域内の排水を放流する道水路、開発行為に伴って拡幅する既存の道路、開発区域に接する車輌等の出入りをする既存の道路、開発行為により設置する排水管を接続する既存排水管や敷設する既存の道路等）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公共・公益  施設の名称 | 図面に付した番号 | 概　　　　　　　　要 | | | 管理者 | 所有者と  なるもの | 摘　要  （付替、廃止・  拡幅等の別） |
| 延長(ｍ) | 幅員(ｍ) | 面積(㎡） |
| 管径(㎜) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

１　道水路境界について

①　開発区域内に構造物等を設置する場合は道水路境界を厳守すること。

②　道水路境界確定図に基づき境界を明示すること。なお、境界標が紛失している場合は復元すること。

③　道路後退が発生する場合は、後退前及び後退後の境界を明示すること。

２　許可申請・施工について

①　開発区域に接する道路の工事は、道路占用許可申請（道路法第３２条）・施工承認願（道路法第２４条）等の許可を受け、その許可条件に基づき工事を行うこと。

②　開発区域の排水を放流する水路や付け替え等をする水路の工事は、水路使用許可申請（地方自治法第２３８条の４第７項）等の許可を受け、その許可条件に基づき工事を行うこと。

③　雨水については、道水路へ流出しないよう開発区域内で処理すること。

④　公共下水道処理区域内で行う下水道施設の計画については、法令の定めによる外、開発事業に関する下水道設計基準によること。

⑤　公共下水道の工事は、公共下水道工事施工承認申請（下水道法第１６条）の承認を受け、その承認条件に基づき工事を行うこと。

⑥　浄化槽設置に伴い、開発区域に接する道路側溝や水路等に接続・放流する場合は、その方法・構造等について協議主管課と協議すること。

⑦　開発区域に車輌等の出入りをする既存の道路等、開発行為に関係のある公共・公益施設の構造等については、協議主管課と協議の上、既存の公共・公益施設の機能が損なわれることなく、維持かつ向上できるように整備すること。

⑧　桶川市は必要に応じて公共・公益施設工事の確認ができるものとする。また、申請者が桶川市に工事の確認を求めることができる。

⑨　その他開発行為により既存の公共・公益施設に影響を及ぼす場合は、その都度、協議主管課と協議すること。

Ⅱ　公共・公益施設管理者の協議が必要となる公共・公益施設

（開発行為により設置する道路、排水管、給水管、消防水利施設、公園、ごみ集積所等）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公共・公益  施設の名称 | 図面に付した番号 | 概　　　　　　　　要 | | | 管理者 | 所有者と  なるもの | 摘　要 |
| 延長(ｍ) | 幅員(ｍ) | 面積(㎡） |
| 管径(㎜) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

１　設計施工方法について

①　開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共・公益施設は、都市計画法第３３条に定める技術基準に適合するとともに桶川市開発行為等に関する指導要綱等その他の基準を遵守するよう設計し、協議主管課と協議のとおり施工する。

②　公営水道については、桶川北本水道企業団と協議のとおり施工する。

③　消防水利施設については、埼玉県央広域消防本部と協議のとおり施工する。

④　工事施行中、公共・公益施設に損傷を与えた場合の復元は、申請者が責任をもって行うこと。

⑤　工事を途中で廃止した場合、公共・公益施設の復元は、申請者が責任をもって行うこと。

２　帰属について

①　申請者が管理者に対してする公共・公益施設の引渡しは、市が行う完了検査合格後、速やかに行うものとする。

②　管理者に帰属することとなる土地に質権、抵当権、その他第三者の権利がある場合は、先に抹消すること。

③　所有権移転の登記は、嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の事務は申請者が行うものとする。

３　管理について

①　引渡された公共・公益施設に故障があった場合の補修については、公共・公益施設引渡し後、１年間は申請者が行うものとする。ただし、１年経過後においても、故障の原因が工事施行の瑕疵による場合は、申請者が補修を行うものとする。

　　②　開発区域内の排水の放流先は、汚水については　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　雨水については　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　以上について桶川市と　　　　　　　　　　　　　　は合意した。

協議書締結日　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　管理者　　桶川市

　　　桶川市長　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　申請者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※　同意・協議書には割印が必要となります。

※　協議主管課の協議結果報告書（図面を含む）を添付してください。